第 249 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 7 月 25 日(金) 午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 40 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1番　恩田 洋一	2番　石原 隆幸	3番　藤原 寿成	4番　藤原 康正
6番　古田川光彦	7番　永濱 孝之	8番　安部 治美	9番　石原 博
10番　高橋 正敏	11番　藤原 克巳	12番　和久利 勝	13番　石原 敬士
15番　立石 覚	16番　大坂 茂	17番　安部 傭造	18番　金倉 弘美
19番　藤井 卓	20番　八澤 幹夫	21番　森合 健一	22番　藤原 昭則
24番　佐藤 昌利	25番　石原 宏二	26番　賀元 亨	28番　藤原 修
29番　藤原 功	31番　白名 貴美子	32番　嵐谷 行徳	33番　新田 昭喜
34番　卜藏 秀夫	35番　浅野 保男	36番　川西 雄二	37番　小池 俊彦
38番　堀尾 敏久	39番　大塚 真人	40番　安部 秀男	42番　松島 昭夫
43番　原田 二朗			

4. 事務局又は説明者

農業委員会　会計年度任用職員　　佐藤　のぞみ

5. 欠席委員 (5名)

5番　岩田 孝史	14番　和久利 健	23番　渡部 雅一	30番　山田 幸則
41番　梅木 達也			

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
報告第１号　農地の合意解約に関する届け出について
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３号　農地利用集積等促進計画の承認について (一括契約)
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	皆さま、改めましておはようございます。 連日猛暑が続いておりまして、水稲の出穂時期にあたりまして、今水が一番欲しい時期でございますが、なかなか水がないということで心配されるところでございます。また一部地域では稲が枯れているというような話も聞いておるところでございます。 私の集落にある神社の神様は雨を降らす神様でございまして、先般20日にお祭りを盛大にやりましたが、一向に効果がなくて、温度がもう 36.5℃ということで奥出雲町最高の温度を記録したところでございます。そんな中、皆さま方には農地パトロールをやっていただいております。感謝を申し上げるところでございます。 中山間直払につきましては7月18日に一部前払いで支払があっております。おかげさまで事業を進めることができるところでございますが、農地水環境整備事業では、対象農地はまだ確定されていないということで、支払いがあっておりません。私達阿井区でもお金がないということで水路の草刈り、点検、修理等でかなり金を使っておられますが、立て替えてでも払ってくださいということでお願いをしている状態でございます。皆さま方には急なお願いをし、確認作業を行っていただいておりますが、また、なるべく早く終えていただきますよう重ねてお願いをするところでございます。 先日世界遺産の最終認定に向けて現地の調査を行なわれております。アメリカと中国の方が来られまして現地を確認されております。またこのことにつきましては、総会後課長の方からお話をいただきたいというふうに思っております。 先般、JA に TAC という組織、職務がございますが、そのTACの方の日頃の活動成果を競う県の大会がございまして、この大会において、奥出雲町の原田さんというTACが最優秀賞に輝いておられます。この後全国大会もあると思っておりますが、そこでの活躍をまた期待しておるところでございます。原田さんというと農業委員の原田さんの息子さんでございます。ご紹介させていただいております。 それでは総会に入らせていただきます。 ただいまより、奥出雲町農業委員会第249回総会を開会いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。本日の欠席者は5番　岩田委員、14番　和久利委員、出席者は18名中16名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。なお、本日の推進委員の欠席者は3名、出席者は21名です。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、11番　藤原委員、12番　和久利委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、を上程いたします。事務局をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和7年7月25日提出。奥出雲町農業委員会会長。 番号1　農地の所在　□□□□番、1筆。地目　登記簿/現況ともに田。面積　2,258㎡。賃貸人　○○○○。住所　△△△△番地。賃借人　▲▲▲▲。住所　■■■■番地。解約届出日、成立日、引渡し日は、いずれも令和7年7月15日。以上です。
事務局	報告の番号1と2とは、併せてご報告させていただいております。 報告第1号については終わらせていただきます。
議長	報告事項ですので承認などは行いません。

議長	次に議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	2ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年7月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 総会通知にはありませんでしたが、本日の議案に1件追加をさせていただいております。また、担当委員さんには、本日議案に上がりますことを事前にご連絡をさせていただいております。議案を読み上げます。 番号1、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は、登記簿/現況ともに田と畑。面積78㎡外で合計339㎡です。権利種別 3条有償移転。譲渡人 ○○○○、住所 △△△△番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由 所有権の移転。対価総額 ◇◇◇◇円。譲受人 ▲▲▲▲、住所 ■■■■番地。権利取得後の経営面積は7.5aです。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は、登記簿/現況ともに田。面積 586㎡外で合計679㎡です。権利種別 3条無償移転。譲渡人 ○○○○、住所 △△△△在住。経営面積はご覧のとおりです。申請事由 所有権の移転。対価無償です。譲受人 ▲▲▲▲、住所 ■■■■番地。権利取得後の経営面積は352.3aです。資料2の1と2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後に行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について22番藤原昭則委員、お願いいたします。
22番	22番 藤原が補足説明をいたします。現地は、○■○■線を◆◆◆◆入口から◎◎◎◎方面へ上がったところの道路端に▲▲▲▲さんの自宅がございます。○○○○さんは住所が□▲□▲でございますが、▲▲▲▲さん宅の隣接の△▼△▼さんという方が亡くなられて相続をされた方ございます。△▼△▼さんのところの畑を、若干、○○○○さん通って作っておられますけれども、▲▲▲▲さん宅の入口のところの畑と田んぼについては耕作しておられません。ただ▲▲▲▲さんがその周辺ということで、草刈り等をして維持管理をしておられました。今回、その土地を▲▲▲▲さんが購入されて自分のところで将来畑として使いたいとのことで、お互いに協議をされたというお話を聞きました。現状、毎年▲▲▲▲さんがそこのところを刈っておられまして、今後も管理を十分していただけると思いますので特別問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に番号2について、補足説明を36番 川西委員お願いします。

36番	36番　川西が2番の2筆について補足説明をいたします。○○○○さん、旧◆◇◆◇さんから▲▲▲▲さんへの土地の所有権移転について、現在、○○○○家は移転して屋敷等はなく、耕作等は□○□○に在住のため困難であり、また、▲▲▲▲家において田などを借地管理おられ、このような関係から土地の譲渡となった模様であります。▲▲▲▲家においても水田の管理等も適切にしておられ、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号2について承認することに決しました。 次に、議案第2号　農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	3ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので意見を求める。令和7年7月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1　農地の所在、□□□□番、1筆。地目　登記簿は田/現況は進入路等。面積1186㎡のうち、250㎡。権利種別　賃貸借。貸付人　○○○○、住所　△△△△在住。借受人　有限会社▲▲▲▲、住所　■■■■番地。転用目的　進入路等、施設等、残土処理場、洗浄施設。転用理由　建設発生土受入地から、場外へ退出する際の泥の付着を除去するため。一時転用です。当初の転用期間は、許可の日から令和5年3月31日までしたが、令和5年4月に事業計画変更申請を提出され、その際の事業終了期間は令和7年3月31日までした。この度は、再度の申請です。賃貸借料については、年あたり◇◇◇◇円。変更の期間　令和8年3月31日まで。計画どおりに事業が遂行できない理由　当該申請地に隣接する田の区画整備事業で盛土が不足しており、許可期間内に完成できなかったため。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。議案第2号番号1について補足説明に入ります。補足説明を36番川西委員、お願いいたします。
36番	36番川西が補足説明をいたします。先ほど、事務局より報告があったとおりでございます。また当初の計画の他に、残土置き場に車両で出入りするために泥等を除去する必要があり、構造物による車の洗い場が必要になり、変更申請があったものと思われます。工事完了後は、原状復帰のこと、申請どおり問題はないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	4ページをご覧ください。 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年7月25日提出。奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構　公益財団法人　しまね農業振興公社を介して行う、農地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。3月末まで、旧法律で契約しておられた方、実質は更新という方がほとんどですが、3月以降契約の根拠法令が変わりましたので、議案中の内容が「新規」となっています。事務局説明では、実質更新の方と新規の方、どちらも「新規」と読み上げます。ご了承下さい。 番号1　農地は◎◎◎◎◎地内1筆。面積　2,724　㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　△△△△番地。貸借の設定を受ける者　▲▲▲▲、住所■■■■番地。10a当たりの賃借料は◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 番号2　農地は◎◎◎◎◎地内5筆。面積　合計　7,448　㎡。権利種別　機構法新貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　△△△△番地。貸借の設定を受ける者　農事組合法人　▲▲▲▲、10a当たりの賃借料は◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 5ページをご覧ください。番号3と番号4は、受け手が同じですので一括して読みます。 貸借権の設定を受ける者　▲▲▲▲、住所　■■■■番地。 番号3　農地は◎◎◎◎◎地内1筆。面積　3,312　㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　△△△△在住。10a当たりの賃借料は◇◇◇◇円。以下はご覧のとおりです。 番号4　農地は◎◎◎◎◎地内2筆。面積　合計　2,205　㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　△△△△在住。10a当たりの賃借料は◇◇◇◇円。以下はご覧のとおりです。 番号5から番号7も受け手が同じですので、一括して読みます。 貸借の設定を受ける者　▲▲▲▲、住所　■■■■番地。 番号5　農地は◎◎◎◎◎地内4筆。面積　合計　8,684　㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○、住所　△△△△在住。0a当たりの賃借料は◇◇◇◇円。以下はご覧のとおりです。 番号6　農地は◎◎◎◎◎地内2筆。面積　合計4,614㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定をする者　○○○○、住所　△△△△在住。10a当たりの賃借料は◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 番号7は、番号6と出し手が同じです。 番号7　農地は◎◎◎◎◎地内1筆。面積　3,573　㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定をする者　○○○○、住所　△△△△在住。10a当たりの賃借料は◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の

事務局	推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 の要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について22番藤原昭則委員、お願いいたします。
22番	番号1に対して22番　藤原が補足説明をいたします。受け手の▲▲▲▲さんですが、○●○●の店長をされています。昨年、△△△△さんの農地を借りて、そばを作っておられ、農業委員会にもかけられたところですが、現在ちょっと遊休農地になっているところをもう少し拡大したいということで、今回この議案が出ております。2、3年ちょっと遊休農地になっておりまして、草が大きい所ではありますけども、ご本人さんが自分のところで使うそばを積極的に生産されているということで、現在遊休農地になっているところがまた農地として復活するということで、とてもいいことだなと思っております。昨年度そばの生産について特別問題はなかったので、今回引き続き管理をして生産に励んでいただけるものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に、番号2について補足説明を39番大塚委員、お願いします。
39番	番号2を、39番大塚が補足説明をさせていただきます。新規とございますが、▲▲▲▲法人の更新となっております。現在も適正に管理されており、何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号2について承認することに決しました。 次に、番号3から4については受け手が一緒ですので、続けて補足説明をお願いします。42番松島委員、お願いします。
42番	補足説明を42番松島が報告したいと思います。3番と4番について一括でお願いしたいと思います。新規となっておりますが、更新ですので何ら問題はないと思われます。場所は、まず畑につきましては◎◎◎◎の◇●◇●を降りた左側の開パイ地になるというふうなところ、田んぼについては、▼△▼△地内の圃場ですので何ら問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 3番、4番同時に行います。 質疑ございませんか。 (なしの声) 3番、4番、承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 3番、4番、承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号3、番号4につきまして承認することに決しました。 次に、番号5、番号6、番号7について、受け手が同じでございますので、43番原田委員続けてお願いします。
43番	5番、6番、7番について、補足説明をいたします。新規とありますけれども、いずれも更新でございます。受け手の▲▲▲▲さんは、地域の熱心な担い手でございますので、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて、5番、6番、7番一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号5、番号6、番号7について承認することに決しました。 続いて、その他に入ります。
事務局	(事務局より事務連絡) (1)総会後の農業振興部会、四役会、編集委員会の案内 (2)8/20 雲南地区農業委員会連絡協議会研修会懇親会について (3)農業委員会だよりの発行について (4)世界農業遺産の申請、認定の進捗状況について(糸原事務局長より説明)
議長	本日上程いたしました議案は以上です。 次回の総会は8月25日(月)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。ご出席をお願いします。 それでは本日の総会を終わります。ご苦労様でした。